

安全施工学資料 事故災害データ	
a. 番号	282
e. 発生した事故・災害内容 施策などのキーワード	<p>ブーム倒しブザー鳴る→過負荷防止装置を切り→更に下げる→クローラクレーン→転倒199X.a.b→別作業員→ブームの下敷き199X.a.b→全身打撲→死亡1人→クレーン作業</p> <p>199X年 クローラクレーンで 足場材の吊込み作業中 ブームを角度50度まで降下させたところ 過負荷防止装置の警報ブザーが鳴ったため 運転を中止した。 しかし 合図者から「もう少し」との無線合図が入ったので 過負荷防止装置のスイッチを切って さらにブームを降下させたところ 作業半径38mでクローラクレーンが転倒し クレーンより約50m離れたところで鉄筋の組立作業をしていた作業員が 転倒してきたクレーンのブームの下敷きとなってしまった。</p>
f. 災害大分類	(07) 転倒・横転・すべり事故
g 災害分類 防止対策☆ 防災・減災対策☆	①-1クローラクレーン転倒199X.a.b
h. 事故状況・発生場所 都道府県 発注者 受注者	<p>作業半径オーバー9x 過負荷防止装置のスイッチを切って操作</p> <p>浄水場工事 足場組立作業現場</p>
i 工種・種別・業務名 工種名 作業名 フロー名	<p>クレーン作業 足場材の吊込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブームを角度を下げる ・警報ブザーが鳴り運転を中止 ・合図者から「もう少し」との無線合図 ・過負荷防止装置のスイッチを切って さらにブームを降下 ・クレーンが転倒 ・離れた所で作業員が 転倒してきたクレーンのブームの下敷き ・全身打撲 ・死亡 <p>損失日数7500日</p>
事故災害 事例項目	<p>建設機械の転倒 及び 歩行者・自転車の転倒に起因する事故例を参考に 現場で 起こりうる災害を予想し 安全管理体制を確立し 防災・減災対策に努める。</p> <p>・事故災害分類</p> <p>①クレーン転倒: ①-1クローラクレーン ①-2トラッククレーン ①-3タワークレーン ①-4ジブクレーン ①-5トラッククレーン[オールテレークレーン 油圧伸縮ジブ] ①-6アテレークレーン[油圧伸縮ジブ] ①-7フォークリフト ①-8設置クレーン倒壊: ケーブルクレーン 門型クレーン コンテナクレーン</p> <p>②杭打機転倒: ②-1クローラ[直結3点支持式] ②-2クローラ式[ハンマ直吊り型] ②-3クローラ式アーオーガ ②-4トラック式アーオーガ</p> <p>③場所打ち杭機転倒: ③-1オールケーシング掘削機 ③-2リバースサーレション掘削機 ③-3アースドリル掘削機 ③-4超軟弱地盤用掘</p> <p>④土工機械転倒: ④-1バックホウ転倒 ④-2ドーザー転倒 ④-3クラムシエル転倒 ④-4ローラ転倒 ④-5グレーダ転倒</p> <p>⑤高所作業車転倒: ⑤-1高所作業車リフト ⑤-2ブーム型(直伸式) ⑤-3高所作業車(垂直型)</p> <p>⑥トラック転倒: ⑥-1トラック[平ボディ] ⑥-2タンブトラック[普通] [建設専用] [アティキレート 建設用] ⑥-3トレーラトラック ⑥-4トラック[クレーン装置付き] -5タンクローリー 給油車 -6不整地運搬車 ⑥-7トラックミキサ ⑥-8コンクリートポンプ車</p> <p>⑦足場転倒: ⑦-1単管パイプ架台 ⑦-2枠組足場 ⑦-3移動式足場</p> <p>⑧はしご・脚立転倒: はしご転倒 脚立転倒</p> <p>⑨自転車転倒: 転倒 転落</p> <p>⑩単管パイプ架台転倒: 飛散防止ネット</p>

<p>参考 メモ</p>	<p>参考 災害防止 ①労働災害 ②公衆災害 ③自然災害 ④製造物災害 ⑤監理災害</p> <p>[建法] 現場代理人 主任技術者は 力学的な知識があること。 知識がない場合は その他の対策をとること。</p> <p>・転倒の原理： モーメント＝ 荷重×距離 この大きさが 機械の転倒の判断となる。 荷重ではない。</p> <p>・アウトリガースートのセット状況により 許容モーメント異なる。 使用機械のカタログ参照</p> <p>・接地圧 無限軌道(履帯)の接地圧 アウトリガーの接地圧 敷き鉄板等の接地圧</p>
<p>[安法]</p>	<p>1章 総則 1目的 (1) 危害防止基準の確立 (2) 責任体制の明確化 2章 労働災害防止計画 6 労働災害防止計画の策定 3章 安全衛生管理体制 ◆14 作業主任者 ★15 統括安全衛生責任者 4章 労働者の危険 健康障害防止 ◆20危険防止 (1)機械 機械設備 ◆21作業の危険防止 (1)掘削 (2)採石 (3)荷役 (4)伐木 (5)土石流 ◆24作業行動災害防止 積算基準[積]の作業 2.災害 28の2 調査-受注者が行う調査 リスクマネジメント ◆31労</p>
<p>[安令]</p>	<p>3章 安全衛生管理者の選任 ★3安全管理者を選任する事業場 [安法]11 ◆6作業主任者を選任する作業 [安令]別表1 ★7統括安全衛生責任者を選任する業種 ★8安全委員会を設ける事業場 [安法]17 ★9衛生委員会を設ける事業場 [安令] 9の2～15の2</p> <p>6章 労働者の就業 19職長教育を行う業種 [安法]60 ◆20就業制限に係る業務 [安法]61就業制限 7章 健康の保持増進 ◆21作業環境測定を行う作業場 別表7 建設機械 ★22健康診断を行う有害な業務 [安令]別表2,3,4,</p>
<p>[安則]1編 総則</p>	<p>2章 安全衛生管理体制 2-2安全管理者 ★4安全管理者の選任 5安全管理者の資格 6安全管理者の巡視及び権限の付与 ◆16作業主任者の選任 17作業主任者の職務の分担 18作業主任者の氏名等の周知 2-6 統括安全衛生責任者</p> <p>3章 機械 危険物 有害物の規制</p> <p>4章 安全衛生教育 35雇入れ時教育 36特別教育を必要とする業務 40職長の教育</p>

[安則]2編 安全基準	<p>1章 1の2荷役運搬機械 1の2-1車両系荷役運搬機械 1の2-1-1総則 151の3 作業計画</p> <p>2章 2-1 車両系建設機械 2-1-2 車両系建設機械の使用に係る危険の防止 154 調査及び記録 155作業計画 - 車両系建設機械 2-2の1くい打機 くい抜機 ボーリングマシン 172強度 173倒壊防止 174 175 176 178 179 180 181 182 183</p> <p>2-2の2ジャッキ式つり上げ機械 194-5作業計画 2-2-3高所作業車 194-9作業計画</p> <p>3章 型わく支保工 - - - 4章爆発 火災の防止 - - - 5章電気による危険の防止 6章 掘削作業の危険防止 7章 荷役作業の危険 8章 汎用工種 12章 土石流の危険防止</p>
[安則]3編 衛生基準	<p>1章 有害な作業環境 3-1有害な作業環境 3-1の2 579排気の処理 580排液の処理 582粉じんの飛散の防止 583の2 騒音を発する場所の明示 584騒音の伝ば防止 585立入禁止 - 一般 587作業環境測定を行う作業場 588騒音を発する屋内作業場 589坑内の作業場 590騒音測定 591騒音を発する屋内作業場の施設 592坑内の炭酸ガス濃度の測定</p> <p>3-2 保護具等 595騒音障害防止用の保護具 596保護具の数等 597労働者の使用義務 598専用の保護具等</p> <p>3-4 採光及び照明 604照度(常に作業している場所) 605採光及び照明 3-5 温度及び湿度 606温湿度調節 607気温湿度等の測定 3-6 休養 613休憩設備 614有害作業場の休憩設備 615立業のためのいす 616睡眠及び仮眠の設備 617発汗作業に関する措置 618休養室等</p>
[安則]4編 特別基準	<p>1章 元方受注者 634-2重大事故の恐れのある場所 635協議組織の設置 運営 636作業間の連絡 調整 637作業場所の巡視 638教育に対する指導 援助 638-3工程表 配置計画の作成 638-4関係請負人の講ずべき措置についての指導 639クレーン等の運転の合図の統一 640事故現場等の標識の統一等 641有機溶剤等の容器の集積箇所の統一 642警報の統一等 642-2避難等の訓練の実施方法等の統一等 642-3周知のための資料の提供等 643特定元</p>
クレーン則	<p>3章 移動式クレーン 3-1 製造及び設置(53-62条) 53製造許可 54検査設備等の変更報告 55製造検査[安法]38条1項 56製造検査を受ける場合の措置 57使用検査[安法]37 38条1項 58使用検査を受ける場合の措置 59移動式クレーン検査証 60検査証の有効期間 61設置報告書 62荷重試験等[安令]13条3項 3-2 使用及び就業(63-75条の2) 63検査証の備付け 64使用の制限 64の2設計の基準とされた負荷条件 65巻過防止装置の調整 66安全弁の調整 66の2作業</p>